【作成例】

前回許可書（写）

様式2

「 更 新 」

許 可 書

許可受者の住所や氏名（名称）に前回から変更がある場合は、住所氏名変更届の提出が必要となるため留意

国部整浜河管第　　号
平成　　年　月　　日

住 所　○○県○○市○○町○○番地
氏 名　○○長　○○　○○

国土交通省中部地方整備局長

平成27年2月13日付け　　で許可申請のあった件については、河川法第24条の規定に基づき下記のとおり許可する。

なお、平成　　年　月　　日付国部整浜河管第　　号の許可書は、本許可書の発行をもって廃止する。

記

1　河川の名称　　一級河川　天竜川水系　天竜川
2　目　　的　　のため
3　場　　所　　浜松市　　地先
4　土地の占用
　(1) 占用の態様
　(2) 占用面積等　　㎡
　(3) 占用の期間　　平成27年4月1日から平成37年3月31日まで
5　工作物の改築等
　(1) 工作物の名称又は種類
　(2) 工作物の構造又は能力

その他申請添付図書のとおり

6　許可の条件

この許可に係る事項については、河川法、同法施行令及びその他の関係法令の規定並びに次の各条項を遵守しなければならない。

（許可標等の標示）

第一　許可を受けた者は、占用区域内又はその付近の見やすい場所に、許可受者名（法人にあってはその

許可書の写しは全ページを添付する。

許可書の写しは全ページを添付する。

名称。）、占用目的を明記した許可標等を占用の期間中標示するとともに、占用区域の境界を明らかにする措置を講じること。

（河川管理施設の損傷）

第二　許可を受けた者は、この許可に係る土地の占用又は行為に起因して河川管理施設に損傷を与えた場合には、速やかに国土交通省中部地方整備局浜松河川国道事務所事務所長（以下「事務所長」という。）に書面により届け出て、許可を受けた者の負担において原状に回復すること。

（適切な維持管理等）

第三　許可を受けた者は、占用区域内を常に良好な状態に保持すること。

2　許可を受けた者は、許可工作物の構造又は維持若しくは修繕の状況、河川の状況、許可工作物の存する地域の気象の状況その他の状況を勘案して、適切な時期に、許可工作物の巡視を行い、及び草刈り、障害物の処分その他の許可工作物の機能（河川管理上必要とされるものに限る。）を維持するために必要な措置を講ずること。

3　許可を受けた者は、許可工作物の構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により点検を行うこと。

4　許可を受けた者は、点検その他の方法により許可工作物の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときには、許可工作物の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講じること。

（その他の行為）

第四　許可を受けた者は、別に河川管理者の許可を受けた場合のほかは、占用区域内の土地における工作物の新築、土地の形状変更その他河川法上の許可を要する行為を行わないこと。

（事務所長の行政指導）

第五　許可を受けた者は、河川管理上必要があると認めた事務所長の行政指導に協力すること。

（占用料）

第六　占用料は、別途　　が定めるところによる。

（立入調査等）

第七　許可を受けた者は、事務所長がこの許可に係る土地の占用状況又は工作物の維持管理状況について報告を求めたときには、速やかに報告すること。

2　許可を受けた者は、事務所長がこの許可に係る土地の占用状況又は工作物の維持管理状況について立入調査を求めたときには、これに協力すること。

（施設被災時の情報連絡）

第八　許可を受けた者は、この許可に係る工作物等が洪水等により損傷したときには、速やかに事務所長に報告するとともに、更なる損傷の防止に努めること。

2　許可を受けた者は、震度５弱以上の地震が発生した場合及び河川管理者からの情報連絡があった場合には、速やかに点検し、被害がなかった場合についても報告すること。

許可書の写しは全ページを添付する。

（第三者損害）

第九　この許可に係る土地の占用又は行為に起因して第三者に損害を与えた場合は、許可を受けた者の責任において解決にあたること。

（氏名変更等の届出）

第十　許可を受けた者は、次の各号に掲げる場合には、速やかにその旨を国土交通省中部地方整備局長に書面により届け出ること。

一　住所又は氏名（法人にあっては、その名称。）を変更したとき。

二　占用若しくは行為の目的を達することができなくなったとき。

三　他の法令の規定による行政庁の許可又は認可その他の処分を受けることを必要とする場合において、これらの処分を受けることができなかったとき、又はこれらの処分が取り消され、若しくは効力を失ったとき。

四　占用若しくは工作物の用途を廃止したとき。

（許可内容の変更）

第十一　許可を受けた者は、この許可の内容を変更しようとするときには、あらかじめ変更の許可の申請を行うこと。

（許可の効力の失効）

第十二　この許可は、許可の期間が満了したときには、その効力を失う。

（原状回復）

第十三　許可を受けた者は、次の各号に掲げる場合には、許可を受けた者の負担において、この許可に係る区域を原状に回復し、事務所長の検査を受けること。

一　占用の期間を満了したとき。

二　占用若しくは行為の目的を達することができなくなったとき。

三　占用若しくは工作物の用途を廃止したとき。

四　占用若しくは行為の許可が取り消されたとき。

7　その他

(1)　この許可処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に対して審査請求することができる。

(2)　許可取消しの訴えは、この許可があったことを知った日から6箇月以内に、国を被告として、提起しなければならない。（なお、許可があったことを知った日から6箇月以内であっても、許可の日から1年を経過すると取消の訴えを提起することができない。）ただし、許可があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、許可取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内に提起しなければならない。（なお、当該裁決のあったことを知った日から6箇月以内であっても、当該裁決の日から1年を経過すると取消の訴えを提起することができない。）

許可書の写しは全ページを添付する。

(3) 6第一の河川許可標は下記の様式とする。

河　川　許　可　標	
許　可　受　者　名	
目　　的	

大きさ　縦 22cm×横 40cm

備考

1　材質は、適宜とするが耐久性のあるものを使用するものとし、材質によっては角及び縁を丸く加工することができる。

2　色彩は、文字を黒色とし、地を白色とすること。

3　標示の方法については、現地の状況に応じ適宜の大きさ・形状で標示することができる。

4　従前の物が存在する場合には、老朽化等により取り替える際に上記の様式とすること。